

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 5 年 3 月 24 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分が違法・不当であると主張する。

令和 5 年 3 月 17 日に住居賃貸契約の更新料の申請請求をしたが、住宅扶助基準限度額を超えた家賃物件であり、更新料の支払が認められないとの判断により、更新料請求の却下の処分を受けた。

保護申請却下通知書に記載の住宅扶助限度額は住宅扶助の支給限度額であり、支給限度額以内の家賃の賃貸住居に住まないといけないという規定はない。法 27 条によると、被保護者に指導指示はできるが、自由を尊重しなければならない、指導指示を強制してはいけないとされており、本件処分は強制的な処分であり、違法である。

更新料の請求に対し、更新料の保護申請却下までの手続である文書による指導指示を踏まえることなく請求を却下した。

以上の点から、本件処分の取消しを求める。

また、住宅扶助基準を超えた家賃の物件で賃貸契約更新料の支給が認められないという、本件処分の判断の理由が弁明書には明記されていない。法令に基づき、基準額を超える家賃の住宅に居している場合は原則として転居指導を検討し、指導指示を行って居るのが現状であるとあるが、法律的主張が書かれておらず、根拠法令も分からない。転居指導は法 27 条に基づくので反論はないが、同条には自由を尊重しなければならない、指導指示を強制してはいけないとある。本件処分と直接的に関係がないとの弁明理由が分からない。

請求人は、指導指示を強制してはいけない点を主張しており、法 27 条 2 項及び 3 項の条文の法令違反行為による保護申請却下処分の弁明を求めている。本件処分は、法令違反とともに指導指示に従わないと更新料を支払わないという脅迫案件であり、人権侵害である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 8 月 15 日	諮問
令和 6 年 10 月 15 日	審議（第 93 回第 3 部会）
令和 6 年 11 月 18 日	審議（第 94 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準・保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、

能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法８条１項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法１１条１項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法１１条１項３号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法１４条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 家賃、間代、地代等の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・４・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要する場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

(3) 住宅扶助限度額

ア 保護基準別表第３・１によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、１級地では月額１３，０００円以内とされ、同別表第３・２によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法２５２条の２２第１項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成２７年４月１４日付社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）１・

(1)によれば、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、東京都〇〇市（1級地－2）における単身世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円とするとされており、二人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額64,000円とされている。

イ 局長通知第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額（単身世帯の場合。以下「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問56・答によれば、局長通知第7・4・(1)・オにいう、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」として、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいうとされている。

エ 課長通知第7の問52・答によれば、世帯人数の減少した場合の住宅費の設定として、引き続き当該住宅に居住する場合で、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえないとされている。

オ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6－55「特別基準額（1.3～1.8倍額）の適用」（答）によれば、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別限度額のうち世帯人員が1人の

場合の限度額に1.3～1.8を乗じて得た額（特別基準額）を認定して差し支えないとされている。そして、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものとして、

「①老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、②車椅子の使用の障害者等、特に通常より広い居室を必要とする場合、③地域の住宅事情から、限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合」があるとされている。

カ 運用事例集問6－60「契約更新料」（答）3によれば、住宅扶助の限度額と契約更新料の支給額との関係については、住宅扶助基準限度額を超えた家賃の住宅に居住している者から契約更新料の申請があった場合、やむを得ないと認められる場合を除き、原則として支給は認められないとされている。

(4) 転居指導

法27条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることされており、同条2項によれば、指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないとされている。

局長通知第11・2・(1)は、保護受給中の者については、随時、助言、指導を行うほか、特に必要に応じて法27条による指導指示を行う場合の1つとして、その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められる場合（第11・2・(1)・ス）を挙げる。

運用事例集問6－57「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯の転居指導」（答）によれば、「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯は、原則として、転居指導の対象となることから、転居指導について検討を行い、検討の結果、転居指導を行うことになった場合には、速やかに行うことが望ましい。」とされている。そして、「転居費用の扶助額と比較考量した場合に著しく均衡を欠くような効果しか得られない場合には、転居指導そのものを当面の間、留保することも考えられる。」とされており、また、「一般に、保護の

要件を満たす限り、単に実家賃が住宅扶助基準を超えることのみをもって、直ちに保護を停廃止することはできないものであるので、転居指導にあたっては十分留意すること。」とされている。

(5) 指導・指示に従わない場合の取扱基準

課長通知第11・1は、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示している。被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法27条により書面による指導指示を行うこととしている。

(6) 局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、限度額通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、運用事例集による上記取扱いは、局長通知及び限度額通知における住宅扶助の取扱いの基準に記載のない部分について、都における保護の実務上の取扱いを示すものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、処分庁は、世帯員の状況によりやむを得ないと認められる限度額に1.3を乗じて得た額である特別基準額の範囲内において、必要な額を認定して差しつかえないこととされているところ（1・(3)・イ）、請求人は当初、妻との2人世帯であり、妻は車椅子を使用していたことから、処分庁は、請求人について特別基準を適用し、住宅基準の限度額64,000円の1.3倍以内である68,000円の家賃相当額の住宅扶助を支給していたことが認められる。

その後、妻の死亡により、請求人の現住居の家賃が住宅扶助限度額よりも高額となることから、処分庁は、家賃差額の生活扶助からの自己負担は生活に支障を来たすため、令和3年6月を目途に転居指導を

行うこととした。しかし、請求人は、住宅扶助基準上限の範囲内の家賃の住居に転居せず、現住居に居住を続けたため、同年7月、処分庁は、請求人に対し、転居指導を行った。

基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯は、原則転居指導の対象となり、転居指導を行うことになった場合には、速やかに行うことが望ましいことから（1・(4)）、処分庁は、請求人に対して転居指導を行ったことが認められる。そして、被保護者が法27条の規定に基づく書面による指導指示に従わない場合には、法62条所定の手続を経た上、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため（1・(5)）、処分庁は、転居指導を拒否した請求人に対し、法27条に基づく指導指示として、指示書を送付したことが認められる。

住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居のために必要なものの範囲内において行われるものであり（1・(1)）、世帯員の状況や当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては特別基準額が適用される（1・(3)・イ）、請求人は、現在預貯金等ができていない状況で、月額15,300円を生活扶助から家賃の自己負担に充てており、これは生活の維持向上に支障を来している金額であり、入院等の生活状況の変化により、請求人の生活が破綻することが考えられる。また、請求人は70歳代で高齢であるものの、疾病及び介護認定等はなく、健康状態は良いため、特別基準が適用されるような、転居に支障があるやむを得ない状況にあるとは言い難い。さらに、請求人の居住する〇〇市内には家賃基準内の物件が多く存在し、他の保護世帯や地域の空き物件の金額と比較しても、請求人の現家賃は均衡を欠いている。

住宅扶助基準限度額を超えた家賃の住宅に居住している者から更新料の申請があった場合は、原則として支給は認められないとされる（1・(3)）、上記のとおり、請求人に特別基準額を適用する理由はなく、更新を求めるやむを得ない事由もないことから、本件申請は認められるものではない。したがって、本件申請を却下した本件処分には、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分は違法・不当であると主張している。

- (1) 請求人は、処分庁は法27条の転居指導による指導指示を強制してはいけなと主張している。しかしながら、上記2のとおり、請求人に特別基準額を適用する理由がない以上、住宅扶助基準を超える住居の更新料の申請を却下した本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、また、請求人に指導指示を強制した事実も認められない。
 - (2) 請求人は、処分庁が文書による指導指示を踏まえることなく請求を却下したと主張している。しかしながら、処分庁は、請求人に対して転居指導に係る指示書を手渡し、住宅扶助基準内の住居に転居するよう指導を行ったにもかかわらず、請求人がこれに従わず、本件申請に及んだものであって、本件処分には、手続上の違法又は不当な点は認められない。
 - (3) 請求人は、処分庁が行った本件処分の判断の理由では法的主張・根拠法令が分からないと主張している。しかしながら、処分庁は、上記1の法令等の定めに基づき、上記2のとおり本件処分を行っており、これに違法又は不当な点は認められない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
- その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子